

# 学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領

静岡県学校給食会

(昭和43年 1月16日一部改正)

(昭和43年12月21日一部改正)

(昭和44年12月24日一部改正)

(昭和51年 6月25日一部改正)

(昭和54年11月22日一部改正)

(昭和54年12月26日一部改正)

(昭和56年 1月 6日一部改正)

(昭和56年11月13日一部改正)

(昭和60年12月 6日一部改正)

(昭和63年 4月 1日一部改正)

(平成 元年11月 7日一部改正)

(平成 5年 1月11日一部改正)

(平成 7年 8月 2日一部改正)

(平成 9年11月11日一部改正)

(平成18年 4月 1日一部改正)

(平成19年10月29日一部改正)

(平成21年 7月16日一部改正)

(平成22年 7月27日一部改正)

(平成25年 4月 1日一部改正)

## 第1 目 的

学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場（以下「委託工場」という）の指定についてその適正を期するため、この要領を定める。

## 第2 委託工場の指定基準

委託工場の指定基準は県教育委員会の定める「静岡県学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場選定基準」によるものとする。

## 第3 委託工場の指定申請

委託工場の指定を受けようとするものは、この要領第2に定める指定基準に適合しかつ県学校給食会がその必要を認めたものとする。

2. 前項の規定に基づき、指定を受けようとするもの（以下「申請者」という）は、委託工場指定申請書（別紙様式1）を指定を受けようとする工場所在地の教育委員会（以下「所轄教育委員会」という）を通して県学校給食会に提出するものとする。

## 第4 申請者の調査

県学校給食会理事長（以下「理事長」という）は、委託工場指定申請書を受理したときは書類および実地について調査を行うものとする。

2. 実地調査は、別紙に定める委託工場調査表（別紙様式2のA表、B表）によるものとする。
3. 実地調査の調査員は、次のものを理事長が必要に応じてそのつど委嘱するものとする。
  - (1) 所轄教育委員会主管課長
  - (2) 指定申請者の所属する団体の代表者
  - (3) 県学校給食会事務局長
4. 調査員は、事故により実地調査に出席できない場合は、当該調査員が指名したものに代理させることができるものとする。

## 第5 委託工場選定委員会

理事長は、実地調査の結果を委託工場選定委員会（以下「選定委員会」という）に諮り、委託工場として適否の判定を付議するものとする。

2. 選定委員会は適否の判定を付して理事長に報告するものとする。
3. 選定委員会は10名以内で構成し、選定委員は次に掲げるものの内から理事長が必要に応じて委嘱するものとする。
  - (1) 県教育委員会学校教育課職員

- ( 2 ) 県健康福祉部生活衛生局職員
- ( 3 ) 市町教育委員会学校給食主管課職員
- ( 4 ) 学校給食実施校の校長
- ( 5 ) 学識経験者

4. 選定委員は、事故により選定委員会に出席できない場合は、当該選定委員の所属長が指名したものに代理させることができるものとする。

#### 第 6 委託工場の指定

理事長は、選定委員会の報告に基づき、また書類調査においても委託工場として適当であると認めた場合は、当該工場に対して加工もしくは炊飯を委託する学校の割当（以下「学校割当」という）を行い、指定するものとする。

2. 理事長は、学校割当を行う場合は、その適正を期するため、あらかじめ市町教育委員会および委託工場の所属団体の意見を徴するものとする。

なお、指定後生じた学校割当については、理事長が当該地域等の実情をしんしゃくし、行うものとする。

3. 理事長は、委託工場を指定した場合は県教育委員会、県健康福祉部、政令市保健所、所轄教育委員会、委託工場の所属団体その他必要な機関にその旨通知するものとする。

#### 第 7 委託工場の指定期限

委託工場の指定期限は、指定の日から 2 年間とする。ただし、理事長は必要に応じて指定期限を短縮することができる。

#### 第 8 委託工場代表者との加工委託または炊飯委託契約

理事長は指定通知後、委託工場の所属団体の代表者若しくは委託工場代表者との間に加工委託または炊飯委託に関する契約を締結するものとする。

#### 第 9 指定の取消および変更

理事長は、委託工場が次の各号の一に該当すると認めた場合は、県教育委員会、関係市町教育委員会および委託工場の所属団体と協議し、指定の取消または変更をすることができるものとする。この場合、指定辞退によるもの以外の指定の取消についてはあらかじめ選定委員会に諮るものとする。

- ( 1 ) 本会との契約に違反したとき。
- ( 2 ) 指定基準に適合しなくなったとき。
- ( 3 ) 委託工場代表者から指定辞退の申出があったとき。
- ( 4 ) 平素の製品がいちじるしく不良のとき。
- ( 5 ) その他理事長が特に、指定の取消または変更の必要を認めたとき。

2. 委託工場代表者は、委託工場の代表者、所在地、名称、組織および施設設備等に重要な変更を加えるときは、その 30 日前までに所轄教育委員会を通じて県学校給食会に届出るものとする。

ただし、予期しない事由により前記の変更を加えるときは、事前事後にかかわらずただちに届出るものとする。

3. 理事長は、前項の届出を受理したとき、特に必要と認めた場合は、この要領第 4（申請者の調査）の規定に準じて再調査を行い指定の変更を行うものとする。

なお、この場合通常の委託業務に支障があるときは期限を付してその業務を停止させることができるものとする。

4. 理事長は、指定の取消または変更をした場合は、この要領第 6 の第 3 項に掲げる関係機関、団体にその旨通知するものとする。

#### 第 10 その他

この要領に定められていない事項については、委託工場の所属団体の代表者と協議して決定するものとする。

#### 第 11 この要領は、昭和 39 年 4 月 1 日より実施する。